

8) 福島おおぞそうインター工業団地地区計画

決定年月日

告示番号

名 称		福島おおぞそうインター工業団地地区計画	R5. 7. 28	市第289号
位 置		福島市大笹生字塚田、字成田、字馬洗場、字金花山、字藤ノ町、字館ノ北、字館ノ内、及び、字中平地内、字兎橋、字北鬼淵、字台田、字柳町、字南鬼淵、字森向、字北谷地、字宮、字宮ノ下、字白山、字寺田、字宮ノ前、字大畑、字五反田、字館ノ西の各一部		
面 積		約 35.2 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。 大笹生地区の地域振興、活性化を図るため、工場及びそれに関連する研究開発施設並びに、物流施設等の用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標とする。		
	土地利用の方針	周辺の自然環境・景観に配慮し、地域振興に資する工場及びそれに関連する研究施設並びに、物流施設等の工業団地としての土地利用を図る。		
	地区施設の整備方針	幹線道路、区画走路、緑地を適切に配置し、整備・位置管理を図る。		
	建築物等の整備方針	良好な産業用地を形成するため、「建築物の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建蔽率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態及び意匠の制限」、「かき又は柵の構造の制限」等を定める。		
	地区施設の配置及び規模	幹線道路 幅員12.5m 延長約 820m 幹線道路 幅員12.0m 延長約 960m 幹線道路 幅員 9.5m 延長約 270m 区画道路 幅員12.0m 延長約 240m 区画道路 幅員11.5m 延長約 130m 区画道路 幅員10.0m 延長約 600m 区画道路 幅員 9.0m 延長約 470m 区画道路 幅員 6.0m 延長約 170m 緑地 面積約 4,000㎡		
地区整備計画	地区の面積	約35.2ha		
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ① 建築基準法 別表第二（わ）第1～4号及び第6～8号の施設 ② 神社、寺院、教会及び関連施設 ③ 一般廃棄物又は産業廃棄物等の処理施設 ④ カラオケボックス、アミューズメント施設その他これらに類するもの ⑤ 公衆浴場、自動車教習所、冠婚葬祭場 ⑥ 畜舎		
	容積率の最高限度	10分の20		
	建蔽率の最高限度	10分の6		
	敷地面積の最低限度	2,500㎡		
	壁面の位置の制限	（1）計画図に図示の■■■に接する箇所は、建築物の外壁又はこれに代わる柱面（以下、「外壁等」とする。）から道路境界線までの距離は3m以上とする。 （2）その他の箇所は、外壁等から道路境界線までの距離は2m以上とする。		
	建築物等の形態及び意匠の制限	（1）建築物の形態・意匠は、福島市景観形成基本計画を踏まえ、福島市景観まちづくり計画に準拠するものとする。 （2）屋外広告物は、周辺の景観に配慮したものとする。		
	かき又は柵の構造の制限	道路及び敷地境界に面してかき又は柵を設ける場合は、生垣、植栽又は高さ2.0m以下のフェンスとしなければならない。ただし、門柱、門扉に類するものを除く。		

※「区域、地区施設の配置、建築物の用途の制限及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

福島おおぞらインター工業団地地区計画 計画図

